

# お知らせ

当院はオンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有し、必要な診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定させて頂いております。

ご了承頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

	医療情報・システム基盤整備体制充実加算	令和6年1月～
初診	マイナンバーカードを <u>利用しない</u> ： 加算1	4点
	マイナンバーカードを利用する： 加算2	2点
再診	マイナンバーカードを <u>利用しない</u>	-
	マイナンバーカードを利用する	-

季美の森整形外科 院長